

3 地盤環境

(1) 地盤沈下

① 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」、「工業用水法」などに基づく地下水採取規制等の諸対策の推進により、地盤沈下は昭和38年以降、沈静化しています。

② 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の建設や、大阪府、大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成し、国に立法措置を促す一方、対策の推進に努めてきました。

地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例に基づき、工業用、建築物用等の地下水の採取を規制しています。

(2) 地下水・土壌汚染

地下水・土壌汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

① 地下水・土壌汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を行っています。

平成23年度の概況調査における環境基準達成

状況は、8調査地点中6調査地点で達成しています。

また、土壌汚染については、「土壌汚染対策法」で調査対象物質として25項目の特定有害物質が定められており、平成23年度に報告書等の提出があった土壌調査72件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は55件となっています。



※ 平成14年度までは全て自主調査として実施されている。
※ 平成15年度は、自主調査及び法第3条調査に基づき行われた調査を合わせた件数。
※ 平成16年度以降は、自主調査、法第3条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。
※ 平成22年度より、自主調査、改正法第3条・4条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

② 地下水・土壌汚染対策

A. 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、本市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

I. 土壌汚染対策

(7) 土壌汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壌汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壌汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行うとともに、その周知・啓発を進めています。

(イ) 自主的な土壌調査に対する指導

「土壌汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壌調査、対策に対しても、法・条例に準じた指導を行っています。

(ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壌汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するよう